

令和 8 年 8 月 31 日

経済連携協定に基づく特定の貨物に係る
関税の譲許の修正に係る発動期間
(関税暫定措置法施行令別表第 1 の 42 の項及び 56 の項に掲げる物品)

関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 8 第 4 項の規定に基づき、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）別表第 1 の 42 の項及び 56 の項に掲げる物品について、同条第 1 項に規定する発動期間を下記のとおり公表する。

記

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで